大阪学院大学

国際学論集

第29巻第1・2号 2018年12月

論説

イギリスと1890年代後半の東アジア国際政治 - イギリスは東アジアで何を求めたのか?			
	尾﨑	庸介——	1
キレーエフ将軍の日記(1905-1910年)から見た皇帝 皇后アレクサンドラ			
	広野	好彦——	23
今吕娄结			15

大阪学院大学国際学学会

イギリスと1890年代後半の東アジア国際政治 - イギリスは東アジアで何を求めたのか?

尾 﨑 庸 介

Britain and East Asian International Politics in the late 1890s: What did Britain seek in East Asia?

Ozaki Yosuke

ABSTRACT

Germany's seizure of Kiaochow Bay in November 1897 and the Russian occupation of Port Arthur shortly thereafter came as a great shock to Britain, because the developments not only damaged British interests in China, but also offended her national dignity worldwide. In particular, Russia had the opportunity to exert her influence upon the Chinese government by taking possession of Port Arthur, which Britain wanted to prevent in one way or another. Thus, Britain took two different approaches toward Russia. One approach was to reach an understanding with Russia in East Asia. The other was to acquire new territory that could be balanced against the Russian occupation of Port Arthur.

Salisbury, the then British prime minister and foreign minister, particularly desired to come to an understanding with Russia, because this could possibly resolve the 'Great Game' or the Anglo-Russian antagonism that had been prevalent since the mid-19th century. However, his wish did not come true. As a result, Britain resisted the Russian action, while approving German occupation of Kiaochow Bay through a series of events. Salisbury was reluctant to acquire more territory in China, but finally decided to lease Wei-hai-wei to maintain 'balance of power' in northern part of China.

It is often said that one of the features of 19th century European international politics is 'balance of power', but this idea is not limited to

Europe – it existed in East Asia, the region farthest from Europe. Britain had overwhelming commercial interests in China in the late 19th century and, therefore, wished to maintain the status quo, but she did not have the power to protect her interests on her own against several other powers such as Russia, France and Germany. Britain had established extremely limited 'balance of power' in northern China to block Russia from advancing southward, while avoiding discord with Germany to the greatest extent possible. By doing so, Britain attempted to retain her supremacy – in other words, her hegemony – in China.

はじめに

19世紀のヨーロッパ国際政治の特徴の一つは、バランス・オブ・パワーに基づく国際政治であり、第一次世界大戦の勃発の原因の一つがバランス・オブ・パワーの国際政治にあったとしばしば言われる¹⁾。しかし、これは必ずしもヨーロッパ国際政治に限定されたものではない。例えば、1885~87年の巨文島事件を通じたイギリスの東アジア政策も、ロシアとの間で朝鮮半島におけるバランス・オブ・パワーを確立しようとしていた²⁾。そして、東アジアにバランス・オブ・パワーを確立しようとする試みは、1897年のドイツの膠州湾占領をきっかけとするロシアの旅順・大連租借、イギリスの威海衛租借を通してより顕著になった。それはこの時期のイギリスの東アジア外交に携わる人たちの言葉からも聞くことができる。しかし、19世紀末にイギリスはバランス・オブ・パワーを確立しようとする一方で、同時に東アジアにおいてはバランス・オブ・パワーを利用した別の意図が垣間見える。

本稿では、ドイツの膠州湾占領とその後の租借に対するイギリスの対応と、それをきっかけとするロシアの旅順・大連の占領・租借に対するイギリスの対応を取り上げ、19世紀末にイギリスが東アジアにおいてバランス・オブ・パワーの確立を通じて何を追求しようとしていたのか、何を企図していたのかを考察する。イギリスの東アジア外交史の研究は、古くはC・J・ロウやL・K・ヤング、イアン・ニッシュの研究³⁾ をはじめ、近年

¹⁾ 第一次世界大戦とバランス・オブ・パワーについては、例えば、以下を参照。ジョセフ・S・ナイ・ジュニア(田中明彦、村田晃嗣訳)『国際紛争 – 理論と歴史』原書第4版(有斐閣、2004年)、73~106頁。

²⁾ 拙稿「巨文島事件をめぐるイギリスの東アジア政策I-1880年代の東アジア国際政治とバランス・オブ・パワー-」(『政治経済史学』第596号、2016年8月)、「巨文島事件をめぐるイギリスの東アジア政策II-1880年代の東アジア国際政治とバランス・オブ・パワー-」(『政治経済史学』第597号、2016年9月)参照。

C.J.Lowe, The Reluctant Imperialists: British Foreign Policy, 1878-1902 (London: Routledge & Kegan Paul, 1967); L.K.Young, British Policy in China, 1895-1902 (Oxford: Clarendon, 1970); Ian Nish, The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires, 1894-1907 (London: The Athlone Press, 1966).

でも $T \cdot G \cdot 1$ マテ 4)によってより詳細な研究がおこなわれている。また、日本においても佐々木揚 5)の研究、扱う時代は少し前になるが、最近でも小林隆夫 6)が19世紀末のイギリス外交についての研究の成果を世に問うている。これらの研究は膨大な一次史料を緻密に読み解くことで、当時のイギリスの東アジア外交を考察したものであり、19世紀末におけるイギリスの東アジア外交史の研究はこれまでに一定の成果をあげていると言える。また、上述のニッシュやハーミッシュ・アイオンがこの時期のイギリス海軍と東アジアの研究をするなど 7)、外交史以外の角度からの研究がなされている。

一方で、この時期の国際政治史の研究は、例えば、ルネ・ジロー®の研究の中では、東アジアはわずかに触れている程度である。また、近年では川島真らが東アジア国際政治史の研究を発表しており⁹⁾、東アジアを中心とした活発な国際政治研究がなされ始めているが、その数はあまり多くはないと言える。本稿はこのような従来の研究を十二分に加味したうえで、未だ研究されつくしたとは言えない国際政治の観点から、19世紀末、とりわけ中国分割期のイギリスの東アジア政策を考える。イギリスの東アジア政策と国際政治の研究を行うことによって、当時の東アジア情勢を理解することができるだけではなく、ヨーロッパと東アジアの関わりについても

⁴⁾ T.G.Otte, The China Question: Great Power Rivalry and British Isolation, 1894-1905, (New York: Oxford University Press, 2007); "Great Britain, Germany, and Far-Eastern Crisis of 1897-8" (The English Historical Review, 439, November, 1995).

⁵⁾ 佐々木揚「1895年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」(『史学雑誌』88巻7号、1979年)、同「イギリス極東政策と日清開戦」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第29巻第1号、1981年7月)、同「ロシア極東政策と日清開戦」(『佐賀大学教育学部研究論文集』第30巻第1号、1982年7月)。

⁶⁾ 小林隆夫『19世紀イギリス外交と東アジア』(彩流社、2012年)。

⁷⁾ Ian Nish, "The Royal Navy and the Taking of Weihaiwei, 1898-1905" (Mariner's Mirror, 54, 1968); Hamish Ion, "Towards a naval alliance: some naval antecedents to the Anglo-Japanese Alliance, 1854-1902", Phillips Payson O'brien (ed.), The Anglo-Japanese Alliance, 1902-22 (London: Routledge, 2004).

⁸⁾ ルネ・ジロー (渡邊啓貴、柳田陽子、濱口學、篠永宣孝訳)『国際関係史1871~1914年-ヨーロッパ外交、民族と帝国主義』(未來社、1998年)。

⁹⁾ 川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』(名古屋大学出版会、2007年)。

理解することができるであろう。これは19世紀末から20世紀初頭の激動の 国際関係を知るためにも必要なことであると思われる。

第一章 ドイツの膠州湾占領へのイギリスの対応

1897年11月1日夜、山東省でドイツ人宣教師2名が反キリスト教秘密結社のメンバーに殺害されるという事件が起こった。この事件を中国におけるドイツの海軍基地および貿易港獲得のための好機ととらえたヴィルヘルム2世は、ドイツ海軍によってこの事件の報復をしなければならないと主張し、ドイツ東洋艦隊を膠州湾に派遣して占領しようと考えた¹⁰⁾。

ドイツ人宣教師の殺害から東洋艦隊による膠州湾の占領に至るまで、ドイツ側の行動があまりにもスムーズであったため、ドイツに対する疑念を抱いた国は多かった。アーネスト・サトウ(Sir Ernest Mason Satow)駐日公使は「膠州湾の獲得は、ドイツ人宣教師殺害報道のすぐ後に起こっており、その中に隠された動機があることを信じないということは困難である」と述べている¹¹⁾。

そのため、ドイツは各国に対して配慮をしなければならなかった。その国の一つはロシアであった。日清戦争後、ロシアは清国政府からロシア艦隊が膠州湾で越冬する許可を得ていたからである。ロシアが清国から得た膠州湾での越冬の許可は一時的なものであったが、ヴィルヘルム2世は膠州湾占領に当たってはロシアの同意が必要であると考えた。占領前の1897年7月末、ヴィルヘルム2世は皇后とともにロシアを訪問し、ロシア皇帝ニコライ2世に対してロシア海軍の許可を得て膠州湾に停泊してもよいかと尋ねた。これに対して、ニコライ2世は問題なしと返答した。その後も彼はニコライ2世に個人的な電報を打ち、ニコライ2世から膠州湾の占領に賛成することも反対することもしないという言質を得た120。これでロシ

¹⁰⁾ Terrell D. Gottschall, By Order of the Kaiser: Otto von Diederichs and the Rise of the Imperial German Navy, 1865-1902 (Annapolis; Naval Institute Press, 2003), pp.156-7.

¹¹⁾ FO46/485/245, Sir E. Satow to the Marquess of Salisbury, 1 December, 1897.

¹²⁾ George Alexander Lensen, Balance of Intrigue: International Rivalry in Korea and

アの許可を得たものと判断し、11月14日、皇帝の命を受けたディーデリヒス東洋艦隊司令官は膠州湾を占領するに至った¹³⁾。

膠州湾占領にあたって、ドイツが配慮したもう一つの国はイギリスであった。1896年のクリューガー電報事件をきっかけに英独関係は悪化の一途をたどっており、膠州湾占領問題でさらに英独関係がこじれることはドイツにとっても望まざることであった。しかし、占領前の1896年には、デトリング天津海関税務司が、中国における英独の権益は共通であること、イギリスは対ロシアの存在として中国北部においてドイツが影響力を拡大することを歓迎するだろうとの二つの理由から、ドイツが膠州湾を租借してもイギリスは反対しないだろうと報告していた。そのため、ドイツ外務省はイギリスからの賛同も得られると楽観視していた¹⁴⁾。

一方のイギリス政府はドイツの膠州湾占領をめぐって対応を苦慮していた。ドイツの行動は東アジアにおける海軍基地と商業的特権の奪い合いを助長することにつながり、イギリスの中国における権益に悪影響を及ぼす可能性が高いからであった。加えて、1897年初頭から、中国貿易に従事するイギリス商人たちの圧力団体である中国協会(China Association)が条約港として青島の開港を清国政府に要求するよう外務省に強く主張していたからである¹⁵。

日清戦争後、ドイツは東アジアにおける海軍拠点獲得に向けて積極的な調査を行っていた。そのため、イギリスはドイツの行動を事前にある程度は予期していた。膠州湾占領の約1か月前の10月6日にも、ソールズベリ (Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, 3rd Marquess of Salisbury) 首相兼外

Manchuria, 1884-99 (Tallahassee: Florida State University, 1982), p.726.

¹³⁾ ディーデリヒスは、膠州湾に駐留していた清国の守備隊に対して48時間以内に撤退するよう要求した。清国側はドイツとの衝突を避けるため、守備隊の指揮官に速やかに撤退するように命じた。そのため、独清両国は軍事衝突することなく、ドイツ東洋艦隊は速やかに膠州湾を占領することに成功した。(British Parliamentary Papers, China 23, Correspondence respecting Foreign Concessions in China, 1898-99 (Ireland: Irish University Press, 1971), Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 18 November, 1897, no.2.) (以下、BPPと略記)

¹⁴⁾ Lensen, Balance of Intrigue, pp.716-7.

¹⁵⁾ Otte, "Great Britain, Germany, and Far-Eastern Crisis of 1897-8", pp.1159-60.

相はイギリスがある程度権益を有している舟山島を占拠することについて ドイツがわれわれの了承を求めているとサトウに述べており、ドイツが中 国のどこかに海軍基地を獲得することを望んでいることはイギリス政府内 でも周知の事実となっていた¹⁶。

11月22日、マクドナルド(Sir Claude Maxwell MacDonald)駐清公使はハイキング駐清ドイツ公使から知らされたドイツ側の膠州湾撤退の条件について外務省に打電した。一方で、総理衙門の返答は膠州湾が明け渡されるまでドイツと交渉するつもりがないとドイツ側の要求に真っ向から抵抗していた¹⁷⁾。この問題の早期の解決を望んでいたソールズベリはこれらの条件を速やかに認めるよう清国政府に忠告するようマクドナルドに命じた¹⁸⁾。

12月1日、マクドナルドは、ドイツが地中海から中国海域に2隻の巡洋艦を増派することを決定したこと、総理衙門が受け入れない限り膠州湾に留まり続けるだろうということ、そしていかに費用がかさんでもドイツは恒久的に膠州湾を占領しようとしていると警告した¹⁹⁾。その直後にはマクドナルドは総理衙門が膠州湾の早期の明け渡しをさせるためドイツ側の要求をすべて受け入れることに同意しそうであると外務省に打電した²⁰⁾。

独清交渉は全面的に秘密裏に行われたが、総理衙門はイギリス政府の支

¹⁶⁾ Ian Ruxton (ed.), The Diaries of Sir Ernest Satow: British Minister in Tokyo (1895-1900), A Diplomat Return to Japan (Lulu Press: North Carolina, 2010), pp.204-206.

¹⁷⁾ BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 22 November, 1897, No.5. ドイツ側の提示した条件とは、①殺害された宣教師の記念碑の建立、②殺害された宣教師の家族への賠償金の支払い、③山東巡撫の解職、④清国政府によるドイツの膠州湾占領の費用の支払い、⑤山東省に建設予定の鉄道およびその沿線の鉱山の開発について、ドイツ人技師への優先権の譲与、であった。ソールズベリは①~④の条件については容認したが、⑤の条件については、最恵国待遇条項に違反しているため、イギリス政府としては受け入れることはできない旨を清国政府に伝えた。

¹⁸⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 23 November, 1897, no 6.

¹⁹⁾ FO800/162, Sir C. MacDonald to Mr. Bertie, 1 December, 1897.

BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 6 December, 1897, No.16.

援を期待してイギリス政府に交渉の内容を伝えていた。総理衙門との会談から、マクドナルドは山東半島に鉄道が建設された場合には、より安価な条件が提示されない限り、ドイツ資本の投入とドイツ人技師の採用は間違いないだろうと認識しており、ドイツが膠州湾占領に向けて着々と足場を固めていることを報告した²¹⁾。これに対するソールズベリの回答は、山東半島における商業的特権、すなわち山東省における鉄道建設へのドイツの参入については反対すべきであると繰り返すに留まり、ドイツの給炭港獲得については言及を避けるものであった²²⁾。

12月13日には、ブラー(Alexander Buller)中国戦隊司令官が数隻の艦船を芝罘に集結させて本国から指示を待っていたが²³⁾、膠州湾に対して何らかの行動を起こすことはなかった。12月上旬の時点では、ブラーも「ドイツの要求は膠州湾の恒久的な占領を含むものではない。事実はドイツが福州の30マイル北にある三沙墺を占領したいと思っていたことである…ドイツはそこの島や入り江を調査していた。私は2週間前そこにいたが、ドイツは「本当に良い場所(real nice place)」を選んだと考えている」とサトウに報告しており、ドイツの本当の目的は膠州湾ではないと考えていた²⁴⁾。

しかし、12月下旬になると状況は大きく変化した。マクドナルドは信頼できる筋からの情報として、膠州湾が条約港になり、そこにドイツの給炭基地とドックを作ること、港の要塞化の可能性が高いことを本国に打電した²⁵⁾。膠州湾の状況を確認したブラーも「ドイツは膠州湾から撤退するつもりはない。彼らは桟橋や兵舎、貯蔵庫を建設しており、2万トンの石炭の契約をした。そして、税関を引き継いだ」と報告し、ドイツの膠州湾占

BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 14 December, 1897, No.20.

²²⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 15 December, 1897, No.21.

^{23)『}日本外交文書』第30巻、「英國軍艦ノ動静報告ノ件」、351文書。

²⁴⁾ PRO30/33/6/10, Buller to Satow, 6 December, 1897.

²⁵⁾ BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 21 December, 1897, No.24.

領は恒久的なものになりつつあることを警告した26)。

しかし、この段階になってもソールズベリが総理衙門やドイツなどへ抗議行動を起こすよう命じることはなかった。トマス・サンダーソン(Sir Thomas Sanderson)事務次官は、「ドイツの膠州湾占領は重大な事件ではない。なぜなら、他に給炭基地がないから、そこだけでは大して役に立たないからだ」と述べている²⁷⁾。また、フランシス・バーティ(Francis Bertie)事務次官補も加藤高明駐英公使との会談の中で、ドイツは東アジアに至る海路においてほかに補給路を持っておらずイギリスに頼らざるを得ないのであると述べ、ドイツの膠州湾占領はイギリスにとってさほど重要な問題ではないと考えた。このようなイギリスの消極的な姿勢をみたドイツは、膠州湾に給炭基地とドックを建設して占領を継続することに対してイギリスの同意と支持を得るための行動を起こした。

12月22日、ハイキングは清国が膠州湾の代わりに中国南部における港と 給炭基地の提供をドイツに申し出ていると、独清交渉の裏側をマクドナル ドに暴露した。イギリスの勢力圏にある中国南部をドイツに提供しようと することで、総理衙門が英独関係の悪化を画策しているものであるから、 ドイツとしては英独関係を考慮してこの提案を拒絶したとハイキングは述 べ、膠州湾占領の正当性を主張した²⁸⁾。

同時期、ビューロー外相はドイツが膠州湾を選択したのは中国北部にあり、イギリスが権益を持つ地域と離れているからであるとラッセルズ (Sir Frank C. Lascelles) 駐独大使に説明した²⁹⁾。ビューローはその後もドイツ政府がイギリスの勢力圏と重複しないよう慎重に港を選定したことを繰り返し伝えた。それだけでなく、彼は「ドイツ政府はイギリスの植民地に対する見解を完全に共有しており、世界の貿易のためにわれわれの港 [膠州湾]を開放するということが植民地の権益において最善であると信

²⁶⁾ PRO30/33/6/10, Buller to Satow, 26 December, 1897.

²⁷⁾ Ruxton (ed.), The Diaries of Sir Ernest Satow, pp.223-4.

²⁸⁾ BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 22 December, 1897, No 25

²⁹⁾ BPP, China 23, Sir F. Lascelles to the Marquess of Salisbury, 30 December, 1897, No.39. 文中の括弧は筆者が加筆した。

じている」と述べ、ドイツが膠州湾を占領し、そこを貿易港とすることは イギリスにとってもメリットがあると強調した³⁰⁾。

ラッセルズはドイツの船が膠州湾に向かうことについてイギリス政府が反対しない旨をビューローに伝え、膠州湾問題には干渉しない態度を明白にした $^{31)}$ 。12月末、ソールズベリは中国北部に海軍基地を獲得することを決定するが $^{32)}$ 、翌年1月、ドイツが膠州湾を99年間租借するということが知らされても、イギリス政府はドイツの膠州湾租借に対して抗議をする姿勢をほとんど示さなかった。

このようにイギリス政府が膠州湾問題に対して干渉しないと決定した背景には、二つの理由が考えられる。一つ目は、イギリスとして明確な方針がなかったということ。ソールズベリは「私はドイツの詳細な行動に関して判断することはできない。なぜなら、それらが何か私にはわからないからである…公式な情報に関しても、私はまだ全く知らないままである」とドイツの膠州湾問題についての自身の見解を述べており³³⁾、彼が的確な状況判断ができなかったことがドイツの膠州湾占領を黙認したことにつながったと言える。

第二の理由は、とりわけこれが重要なことだが、国際情勢の大きな変化である。リチャーズ(Frederick William Richards)海軍第一本部長は、露仏同盟にもう一つの国が協力し三国連合になるともはやイギリスは海軍力で対抗できないと考えていた³⁴⁾。中国における露仏同盟の影響力、すなわち中国北東部ではロシアが、中国南部ではフランスが影響力を拡大しつつあるなかで、さらにドイツと対立して、中国における権益を維持することはイギリスにとってほとんど不可能な状態になっていた。

³⁰⁾ BPP, China 23, Sir F. Lascelles to the Marquess of Salisbury, 28 January, 1898, No.74. 文中の括弧は筆者が加筆した。

³¹⁾ BPP, China 23, no.39.

³²⁾ Otte, "Great Britain, Germany, and Far-Eastern Crisis of 1897-8", p.1167.

³³⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir F. Lascelles, 12 January, 1898, No.49.

³⁴⁾ Ion, "Towards a naval alliance", p.35.

第二章 ロシアの旅順・大連租借へのイギリスの対応

中国への影響力の拡大を目指していたロシアは、ドイツの膠州湾占領を好機ととらえ、かねてから希望していた旅順・大連を占領すべく、1897年12月15日、同地に入港した³⁵⁾。イギリスはロシアに対してはドイツとは異なりより積極的な対抗策、すなわちロシアによる旅順の占領を阻止するための政策を打ち出した。イギリスがロシアの旅順占領に反対する理由について、カーゾン(George Curzon)外務次官は、

- ① 中国におけるバランス・オブ・パワーを乱してしまうから、
- ② 東アジアにおけるロシア海軍の強化につながってしまうから、
- ③ ロシアの清国政府への影響力が拡大してしまうから、

という3つの理由を挙げた360。

すでにイギリスは、ロシアの絶影島への進出や財政顧問マクレビー・ブラウンの問題などをめぐってその朝鮮への影響力拡大を大いに警戒していた³⁷⁾。ロシアが旅順・大連を占領する直前の12月初旬、ブラー司令官からの「9隻のロシア艦が、海軍提督も含めて、12月2日に済物浦に到着した」との情報を受けた外務省は³⁸⁾、このロシアの行動を「意味深長なこと」ととらえ、何らかのそれに対応する行動をとる必要があるだろうと考えた³⁹⁾。そして、ロシア艦と同等数のイギリス艦を済物浦に派遣してロシア

³⁵⁾ 麻田雅文『中東鉄道経営史-ロシアと「満洲」1896-1935』(名古屋大学出版会、2012年)、199-202頁。

³⁶⁾ Hansard's Parliamentary Debates, 4th series, Vol.56, cc.270.

³⁷⁾ 拙稿「19世紀末の東アジア国際政治とイギリス-日清戦争後から威海衛租借までの 日英関係を中心に-」(『政治経済史学』第621号、2018年9月)、9~13頁。

³⁸⁾ Ian Nish (ed.), British Documents on Foreign Affairs, Part.1, Series E, Asia, 1860-1914, Volume6, Japan and North-East Asia, 1890-1899 (University Publication of America, 1993), Admiralty to Foreign Office, 17 December, 1897, No.261. (以下、BDOFAと略記)

³⁹⁾ BDOFA, vol.6, Foreign Office to Admiralty, 14 December, 1897, No.260.

に抗議することを決定し 40 、中国戦隊の主力艦が巨文島沖で合流したのち、済物浦に向かうこととなった 41 。

12月17日、マクドナルド駐清公使が「5隻のロシア艦が清国政府から旅順港で越冬することを認められている」と報告した⁴²⁾。さらに、中国戦隊のブラー司令官はロシアが旅順を占領したとの報告を受けて、中国戦隊の艦船2隻を旅順に派遣した。状況を調査した結果、ロシアが旅順を占領した報告は正しくないことが判明したが、4隻のロシア艦が旅順の港周辺にいることを外務省に伝えた⁴³⁾。

これに対して、ロシアのムラヴィヨフ外相は歓迎会のなかで「かつては日本の港でたくさんの艦船を越冬させていたが、それが困難になったためロシア艦は旅順口に向かったということだ。清国政府はロシア艦を旅順で快く歓迎した」と、ロシアの行動の正当性を主張した⁴⁴⁾。ムラヴィヨフはロシア艦が旅順に入港したのは、利便性、すなわち越冬するためのものであり、決してドイツの膠州湾占領に触発されたものではないと弁明した⁴⁵⁾。

そればかりか、ムラヴィヨフはイギリス艦船が旅順にやってきたことについて、「戦争の噂を立てるには十分に非友好的」な行動であると不満を述べた⁴⁶⁾。さらに、彼は「極東におけるイギリスとの友好的な関係を維持することが最も重要であると考えており、中国におけるロシアの勢力圏における不和を避けるようイギリスが努力をすべきである」とロシア政府の

⁴⁰⁾ BDOFA, vol.6, No.261.

⁴¹⁾ BDOFA, vol.6, Admiral Sir A. Buller to Admiralty, 15 December, 1897, Doc.271.

BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 17 December, 1897, No.22.

⁴³⁾ *BDOFA*, vol.6, Admiral Sir A. Buller to Admiralty, 3 January, 1898, Doc.300. 一方で、1897年12月18日の中国戦隊の調査では、4隻の清国の戦艦が旅順港内に停泊しており、3隻のロシア艦が港の外にいたことを確認しており、清国の将校からは3隻のロシア艦が大連湾にいて、もう3隻が旅順にいると思われるとの報告を受けた(*BPP 23*, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 20 December, 1897, No.23)。

⁴⁴⁾ BPP, China 23, Mr. Goschen to the Marquess of Salisbury, 23 December, 1897, No.28.

⁴⁵⁾ BPP, China 23, Mr. Goschen to the Marquess of Salisbury, 26 December, 1897, No.37.

⁴⁶⁾ BPP, China 23, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 19 January, 1898, No.61.

主張をスタール駐英ロシア大使を介してイギリス側に伝えた470。

これに対して、ソールズベリは「私には入港する条約の権利のある湾にイギリスの艦船がいることに不満を言う理由がわからない⁴⁸⁾」、「これは天津条約の24条と52条によってわれわれに保証されている最恵国待遇条項に違反するものになる⁴⁹⁾」と反論した。オコーナー(Sir Nicholas R. O'Conor)駐露大使も「天津条約によってわれわれに与えられた権利を行使することがどうして非友好的な行動としてとらえられるのか理解できない」と述べた⁵⁰⁾。さらにオコーナーは、旅順への入港が越冬のためとしたムラヴィヨフの主張についても、昨今の砕氷船の性能を鑑みても、ウラジオストクは冬の間も出入港が可能であり、不凍港を要求することがあまり重要な要素ではないと考えていた⁵¹⁾。それゆえ、ロシアが旅順に入港したことには、越冬する以外の目的があることは容易に想像できた。

ムラヴィヨフのドイツの膠州湾占領と旅順占領には関連性がないとの発言にもかかわらず、ウィッテ蔵相はドイツの行動にいら立ちを見せていた。そのため、ソールズベリらはロシアの旅順・大連の占領が恒久的なものになる可能性を十二分に認識していた520。1898年2月19日、オコーナーはロシアの要求が旅順・大連を20年間租借するつもりであるとの言質をラムズドルフ外務次官から得た。ラムズドルフは、この租借が中国の主権を侵すものではないこと、ロシアの望むことが商業的なものであること、船舶への石炭の補給と修理のできる場所を得ることに過ぎないと主張した。ラムズドルフのこの発言は、イギリスに対して理解を求めるためのものというよりは、イギリス政府の同意があろうとなかろうと、ロシアが旅順・大連に固執することを示すものであった。オコーナーはイギリスも中国に

⁴⁷⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir N. O'Conor, 26 January, 1898, No.66.

⁴⁸⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir N. O'Conor, 12 January, 1898, No.48.

⁴⁹⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir N. O'Conor, 2 February, 1898, No.76.

⁵⁰⁾ BPP, China 23, No.61.

⁵¹⁾ BPP, China 23, No.37.

⁵²⁾ G. P. Gooch and Harold Temperley (ed.), *British Documents on the Origins of the War,* 1898-1914, Vol.1, The End of Splendid Isolation (London: H.M.S.O., 1927), Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 23 January, 1898, No.8. (以下、BDと略記)

おいて同等の補償を求めるべきだとソールズベリに提案した530。

もともと、ソールズベリはイギリスがロシアに対抗して中国にこれ以上の領土を保有することには消極的であった。それは、「イギリス政府の現在の政策は、中国の領土を譲渡することを思いとどまらせることである。それゆえ、他の列強の行動がその地位を物質的に変えるものでないのであれば、威海衛の租借を議論することは時期尚早である」と述べた2月25日の機密電報からも垣間見える⁵⁴⁾。しかし、3月7日、マクドナルドからロシアがドイツの膠州湾租借と同じ条件で大連湾と旅順の租借を要求したとの報告が入ると⁵⁵⁾、ソールズベリは「ドイツの膠州湾租借と同じ条件で、ロシアが旅順口や大連湾を租借すれば、清国政府に対するロシアの影響力はかなり増加してイギリス政府の影響力には損害になる」と態度を大きく変え、ロシアへの対抗策をとる必要性を感じた。その対抗策の一つは、イギリスも同様に、ドイツに認めたものと同じ条件で中国北部の港を租借することであり、その有力候補が威海衛であった⁵⁶⁾。

このようにロシアに対する強い姿勢を見せる一方で、同時にソールズベリはこの時期にロシアとの協調政策も模索し続けた。もともとソールズベリはロシアとの不和を望んでおらず、とりわけ本国イギリスから遠く離れた東アジアでロシアと対立することは避けたかった。1898年1月から、ソールズベリは「中国においてイギリスとロシアが協調して行動することができるのかどうか」をロシア側に伺うようオコーナー駐露大使に指示した。ソールズベリはわれわれが協調して行動することができるのであれば、中国北部におけるロシアの商業活動にも大いに役立つと考えていた570。

オコーナーはソールズベリのこの見解をムラヴィヨフに伝え、ロシア側も英露協調に好意的であるとの感触を報告した⁵⁸⁾。その後のニコライ2世

⁵³⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 19 February, 1898, No.18.

⁵⁴⁾ BD, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 25 February, 1898, No.26.

⁵⁵⁾ BPP, China 23, Sir C. MacDonald to the Marquess of Salisbury, 7 March, 1898, No.96.

⁵⁶⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 7 March, 1898, No.95.

⁵⁷⁾ BD, The Marguess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 17 January, 1898, No.5.

⁵⁸⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marguess of Salisbury, 20 January, 1898, No.6.

も英露二国間の協定が最も望ましいと考えていたこと、交渉が成功することを信じていると返答したことから、イギリス側は中国における英露の協調が実現可能であると考え⁵⁹⁾、共同借款の提案などを通じて、ロシアとの協調を目指した。中国において英露間での協調が達成されれば、その他の地域においても英露が和解できることが期待された。しかし、ソールズベリの「われわれはロシア政府と友好的な言葉のやり取りをしたが、彼らは不誠実でその言葉は矛盾するものである」との発言からもわかるように⁶⁰⁾、その後の交渉はうまくいかなかった。

3月に入ると、イギリスは対ロシア政策を決定することを迫られた。イギリスが選択すべき政策は、大きく2つあった。すなわち、

- ① 既存の条約の権利を保持し、旅順の要塞化を控えることを約束する ことを条件として、ロシアが旅順を租借することを認め、バランス をとるために威海衛を租借する政策、
- ② ロシアに旅順の租借を控えるよう要求する政策、

であった。

3月中旬から、病気のソールズベリに代わって外相代理の地位にあったバルフォア(Arthur James Balfour, 1st Earl Balfour)は、一つ目の政策を採用すれば、「旅順であってもなくても、中国北部は必然的にロシアの手に落ちるに違いないし…われわれは極東と渤海における海軍の優位性を保持することができる」との認識を持っており、平和を脅かすことなく問題の決着がつけられるだろうと考えた。一方で、二つ目の政策については、彼はロシアと戦争の危険を冒す必要があるが、ロシアの南下を抑制し、差し追った中国分割を妨げる唯一の方法であると考えた⁶¹⁾。

実際、イギリス政府はロシアの旅順占領の重要性が軍事的かつ戦略的な

⁵⁹⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 2 February, 1898, No.10.

⁶⁰⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 2 February, 1898, No.16.

⁶¹⁾ BD, Mr. A. J. Balfour to Sir C. MacDonald, 19 March, 1898, No.32.

ものにあると確信しており⁶²、本国の命を受けたオコーナーは「できる限り強く」ロシアが旅順に対して要求したことをやめるよう忠告したが⁶³、それは口頭での警告にとどまっており、ロシアの願望を阻止できるものではなかった。これまで中国戦隊の艦船を旅順に派遣したりするなど、ロシアを挑発するような行動をしていたが、イギリスにはロシアと戦争をする意図は毛頭なかった。そのため、必然的に、イギリスがとる政策は第一の政策しかありえなかった。

第三章 イギリスと東アジアのバランス・オブ・パワー

このように、ドイツの膠州湾占領とロシアの旅順占領をめぐるイギリスの対応には大きな相違点があったが、イギリスの東アジア政策には一貫性があった。イギリスの東アジア政策は何を企図していたのであろうか。本章では、その意図について、この時期のイギリスの東アジア外交に携わる人々がしきりに主張していた「バランス・オブ・パワー」という言葉の意味から考える。

ソールズベリは「ロシアへの旅順の譲渡は渤海湾のバランス・オブ・パワーを実質的に変え」るものだと認識していた。そのため、彼は渤海湾におけるバランス・オブ・パワーを維持するために、威海衛を占領するべきであると考えた⁶⁴⁾。ソールズベリと同様、バルフォアも「旅順の領有は北京に対するバランス・オブ・パワーを変えるだけではなく、極東におけるイギリスの状況を悪くするだろう」と考えた。彼は旅順が天然の良港で、難攻不落の要塞になるような潜在性を兼ね備えており、ロシアが旅順に基地を建設したら、北京、すなわち清国政府への影響力は計り知れないものになるだろうと想定していた⁶⁵⁾。ソールズベリもロシアの旅順占領が北京への脅威になるという共通認識を抱いており、さらに中国分割がさらに進

⁶²⁾ BPP, China 23, The Marquess of Salisbury to Sir N. O'Conor, 22 March, 1898, No.122.

⁶³⁾ BPP, China 23, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 23 March, 1898, No.123.

⁶⁴⁾ BD, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 25 March, 1898, No.39.

⁶⁵⁾ BD, No.32.

んでいくことを懸念していた。したがって、ソールズベリは威海衛租借というロシアへの対抗策をとることを考慮してはいながらも、イギリスが中国東北部に関心を持たないことを保証し、他の列強もそうするのであれば、渤海にある港を占領しないことを確約するとの譲歩案をロシア側に提示した⁶⁶⁾。

しかし、ムラヴィヨフ外相は旅順の租借が中国の領土保全を侵害したり、中国の解体を招くものではないとイギリスの懸念を完全に否定した。彼は旅順の占領がロシアにとって重要な問題であり、ドイツなどに対して認められたことがロシアに対しては拒否されるべきでないとし、イギリス政府だけが旅順の租借に反対していると返答した⁶⁷。

すでに1898年1月22日の時点で、ムラヴィヨフ外相はロシアが遅かれ早かれ中国北部において政治的優勢を確立するだろうとオコーナーに断言していた。その翌日には、ウィッテ蔵相が、オコーナー駐露大使との会談の中で、中国地図を見ながら直隷、山西、陜西、甘粛を指さし、「ロシアは遅かれ早かれおそらくこれらの地域をすべて吸収するだろう」とほのめかしていた。同時に、ウィッテは甘粛の蘭州あたりまでシベリア鉄道の支線を延伸するだろうということも伝えた。ウィッテは自らの見解が非公式で個人的であると付け加えながらも、揚子江の上下流を含む中国南部はイギリスの勢力圏であることは認めながらも、今後、中国北部はロシアの影響圏になるだろうと示唆した⁶⁸⁾。

その後、ムラヴィヨフは中国北部におけるロシアの勢力圏が正確にはどれくらいの範囲であるとイギリス政府が認識しているのか考察すべきであるとオコーナーに伝えた⁶⁹⁾。このように、ロシアは中国北部がロシアの勢力圏、中国南部はイギリスの勢力圏というように、中国全体をバランス・オブ・パワーのための場にしようと画策していた。しかし、中国北部がロシアの勢力圏に入るということは、そこに北京も含まれる可能性もあり、

⁶⁶⁾ BD, The Marquess of Salisbury to Sir C. MacDonald, 23 March, 1898, No.36.

⁶⁷⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marguess of Salisbury, 23 March, 1898, No.37.

⁶⁸⁾ BD, No.8.

⁶⁹⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 3 February, 1898, No.12.

すなわち清国政府への影響力がこれまで以上に大きくなることを意味した。したがって、イギリスは是が非でもそのような状況になることは防ぎたかった。

オコーナーはロシア側との会談を通じて事実上満州と渤海地域がロシアの勢力圏に入っていると考えており⁷⁰⁾、ロシアの勢力圏の南限が黄河であるとみなしていた⁷¹⁾。列強の協力によって中国におけるロシアの拡大を止めることはできるかもしれないが、そのためにイギリスに同調してくれる国があるかどうか彼にはわからなかった。そこで、彼はロシアの言うように中国東北部ではなく中国全体における「バランス・オブ・パワー」を取り戻すために、揚子江にある舟山や銀島の港をイギリスに割譲してもらえるよう清国側に働きかけ、さらにビルマ鉄道と中国と連結させて中国南部の足場を固めるべきではないかと考えた⁷²⁾。

イギリスのロシアへの譲歩案もうまくいかなかったため、イギリスは威海衛を租借することを最終決定した。 3月31日、ソールズベリは「ロシアによる旅順の占領が渤海湾におけるバランス・オブ・パワーを大きく損なうので、日本が威海衛から撤退した後に、われわれは清国政府から同等の条件で威海衛の租借を要求する」ことをサトウ(Sir Ernest Mason Satow)駐日公使を通じて日本側に伝え、日本からの同意と支援を求めた⁷³⁾。

また、4月2日、バルフォアは、威海衛租借の唯一の目的が「渤海湾のバランス・オブ・パワーを維持することであり、ロシアの旅順占領によってそれが脅威にさらされている」とドイツに伝え、威海衛租借に対するドイツの了解を得るようラッセルズ駐独大使に命じた。彼は威海衛占領のきっかけが、ドイツの膠州湾ではなく、ロシアの旅順占領であることを強調した⁷⁴⁾。彼は中国における英独の利害は同一のものであり、また同一の

⁷⁰⁾ BD, Sir N. O'Conor to the Marquess of Salisbury, 13 March, 1898, No.23.

⁷¹⁾ BD, No.12.

⁷²⁾ BD, No.23.

⁷³⁾ FO46/501/21, The Marquess of Salisbury to Sir E. Satow, 31 March, 1898. 威海衛租借をめぐるイギリスと日本とのやり取りについては、拙稿「19世紀末の東アジア国際政治とイギリス」、13~18頁を参照。

⁷⁴⁾ BPP, China 23, Mr. A. J. Balfour to Sir F. Lascelles, 2 April, 1898, No.2.

ものでなければならないと議会で答弁しており、ドイツ側との協力が可能であると考えた 75 。これを聞いたドイツのビューロー外相はイギリスがドイツの権益を侵害しないという保証を正式な文書として受け取ることを求めた 76 。それを受けて、4月20日、イギリスは山東省におけるドイツの権益を損ねたり、対抗したりしないこと、威海衛から山東省内部に鉄道を敷設しないことをビューロー外相に伝えた 77 。

一方で、ロシアに対しては中国東北部だけではなく朝鮮におけるバランス・オブ・パワーに言及したものもあった。同時期、サトウは、朝鮮における「バランス・オブ・パワー」がロシアによって崩れてきていると報告した。彼はその原因が、朝鮮におけるロシアの軍事顧問の大規模雇用によって引き起こされており、朝鮮の財政もロシアの統制下に置かれていることを懸念していた⁷⁸⁾。4月5日の議会の中で、カーゾン外務次官は、ソールズベリやバルフォアらと同様に、ロシアの旅順占領によって乱された「中国北部における力の均衡(the equiliblium of power)を取り戻すため」に威海衛租借を採用したのだと答弁した⁷⁹⁾。さらに、彼は朝鮮についても言及し、「朝鮮におけるわれわれの権益は、朝鮮の港や領土が極東におけるバランス・オブ・パワーを妨害し、東方の海域においてどこかの列強に優位性を与えるような領土的もしくは政治的拡大の計画の基礎になるべきではないということである」と述べた。これまでの経緯から、「どこかの列強」がロシアを示すことは明白であった⁸⁰⁾。

おわりに

上述のように、ソールズベリやバルフォアは威海衛租借について、ロシアの旅順占領をめぐって、「渤海におけるバランス・オブ・パワー」を維

⁷⁵⁾ Hansard's Parliamentary Debates, 4th series, Vol.56, cc.232.

⁷⁶⁾ BPP, China 23, Mr. Sir F. Lascelles to the Marquess of Salisbury, 4 April, 1898, No.7.

⁷⁷⁾ BPP, China 23, Mr. Sir F. Lascelles to Bülow, 2 April, 1898, No.38.

⁷⁸⁾ FO46/496/40, Sir E. Satow to the Marquess of Salisbury, 23 March, 1898.

⁷⁹⁾ Hansard's Parliamentary Debates, 4th series, Vol.56, cc.271.

⁸⁰⁾ Hansard's Parliamentary Debates, 4th series, Vol.56, cc.272.

持するためであることを理由に挙げた。ここで忘れてはならないのは、彼らの多くが主張したのが、中国全体ではなく、渤海周辺、すなわち中国北部におけるバランス・オブ・パワーを維持するということであったという点である。当時、中国における商業的権益はイギリスが上海や香港を中心としてその大部分を独占していた⁸¹⁾。この点に関して、ヤングは19世紀末においてイギリスが中国の対外貿易の80%以上を占めるような状況にあったと述べている⁸²⁾。世界全体における貿易の割合とすれば、中国の貿易はまだそれほど大きなものではなかったが、中国の国土の広さや人口などを考慮すれば、その潜在性は計り知れないものがあった。

19世紀後半において、イギリスが目指したものは、中国北部や朝鮮半島という東アジアの一部の地域において限定的にバランス・オブ・パワーを作り出すことによって、中国全体もしくは東アジア全体としてはイギリスの圧倒的優位という状況を堅持することであった。イギリスが東アジアにおいて確立しようとしていたバランス・オブ・パワーは自国の優位性を維持するための一つの手段であったと言える。そのために、ロシアとの協調も選択肢として熟慮されたが失敗に終わった。ロシアは、イギリスの主張する協調はイギリス主導のものであり、イギリスの商業的優位性を保証するものにすぎず、そのようなシステムには何らメリットを感じていなかった。そのため、中国におけるイギリス優位という状況に挑戦する立場をとった830。

イギリスの中国における優位性を維持するという政策は、19世紀中盤以降一貫性があった。巨文島事件における対応を見る限り、朝鮮半島において限定的にバランス・オブ・パワーを確立することで、1880年代まではイギリス単独で東アジアにおける優位性を守ることができたが、日清戦争以降になると列強各国が海軍力をこぞって強化するようになったため、それが困難になってきた。そのため、イギリスは中国における覇権を守るため

⁸¹⁾ C.J.Bartlett, *The Global Conflict: The International rivalry of the great powers, 1880-1990*, second edition (London and New York: Longman, 1994), pp.25-26.

⁸²⁾ Young, British Policy in China, p.5.

⁸³⁾ Lowe, The Reluctant Imperialists, p.229.

の最大の障壁が露仏同盟、とりわけロシアであるとみなして、それ以外のドイツなどとは協力する姿勢を示した。一見すると、イギリスの膠州湾をめぐる対独政策と旅順・大連をめぐる対露政策が容認と否認という真逆の政策に見える理由は、ここにあったと言える。イギリスによる「光栄ある孤立」の維持が限界であることが明白になったのは、まさにこの時期の東アジアにおいてであった。これまで見てきたように、ドイツの膠州湾占領とロシアの旅順占領は、20世紀初頭にかけての国際関係の大変動へとつながるイギリス外交にとっての分水嶺となったと言えるのではないだろうか。

キレーエフ将軍の日記(1905-1910年)から 見た皇帝ニコライ2世と皇后アレクサンドラ

広 野 好 彦

Emperor Nicholas II and Empress Alexandra, seen from the diary of General A.A.Kireev, 1905-1910

Hirono Yoshihiko

ABSTRACT

General A.A.Kireev, once as an adjutant of Grand Duke Konstantin, taking part in the suppression of the Polish rebellion, and a militant Slavophile activist and member of "Homeland Union", kept a detailed diary. It contains a lot of useful information about the imperial families, high societies in Saint-Petersburg, and political and religious opinions of leading people at that time – bureaucrats, officers, members of Slavophile parties and so on. Therefore, it has been evaluated as a helpful material on Russian political history.

The purpose of this article is to describe the thoughts and acts of General A.A.Kireev. He insisted that the National Convention should be assembled to keep in order the turbulent society and to invigorate the autocracy at the time of the first Russian Revolution. Second, this article is to depict how Emperor Nicholas II and Empress Alexandra reacted to the Revolution, mainly relying on the diary of General Kireev from 1905 to 1910. In this era, he appealed to not only Emperor but also Empress to realize the plans of his party. He recognized that the latter had an influence on the former. But generally, Empress was thought not to be interested in politics before the World War I and to exert no influence. Finally, by the diary we will find that Empress Alexandra has been isolated from the society in the palace and indulged in the mysticisms, leading to the demise of the dynasty.

はじめに

アレクサンドル・アレクサンドロヴィチ・キレーエフ (Александр Алексеевич Киреев) 将軍の名前を私が初めて見たのは、ニコライ2世 (Николай II) の評伝の中である。印象に残ったのは彼が、アレクサンドラ皇后 (Александра Фёдоровна) に好意的な評価をしていたからである。皇后を弁護する人物は少ないのである。

キレーエフによれば、アレクサンドラが、1894年にロシアに到着する以前、ペテルブルクの社会は、彼女を「将来の皇后は難しい性格である」と中傷していた。しかし彼は次のように弁明している。「若い皇后は愛すべくかわいらしい。しかしとても簡単に困惑し、話をするよう強く励ますことが必要である。ペテルブルクの上流社会の馬鹿どもが何と言おうと、彼女には恒常的に退屈なものはなく、大いにはにかんでいるだけだ」」。

ニコライ2世の評伝にキレーエフが引き合いに出されるのは、彼が詳細な日記をつけていたからである。彼の経歴を見てみよう。キレーエフは1833年生まれ。陸軍幼年学校卒業後、近衛騎兵連隊に勤務、1853-1856年のクリミア戦争に参戦。1862年、コンスタンチン・ニコラエヴィチ(Константин Николаевич)大公の副官となる。1863年にはポーランド反乱鎮圧に加わった。1892年の大公の死まで副官を務めた。死後も大公の家族とペテルブルクのパヴロフスク宮殿に居住した。1907年には騎兵大将に昇進している。また1905-1906年においては、政治にも参加し、右派の「祖国同盟」の指導部に入った。1910年没。

キレーエフ将軍はこのように、軍人としてコンスタンチン・ニコラエヴィチ大公に仕え、大公の死後も彼の家族とともに暮らしたことからわかるように、皇帝の取り巻きに近く、高級官僚、将校などと知り合いであった。さらに彼がものすごく事情通であったために、彼の日記は、政治史に関する豊かな情報源と評価されている。幸いなことに、1905年から1910年にわたる日記の部分が公刊されている²⁾。日露戦争、第一次ロシア革命、

¹⁾ Dominic Lieven, Nicholas II Emperor of the Russians, London, 1993, p.57.

²⁾ Дневник А.А. Киреева. 1905-1910., M., 2010. なお、引用文中の括弧や下線等は、

ドゥーマの活動などで彩られる時期である。

以下においては、このような多難な時代において、ロシアをいかに復興させるかというキレーエフの活動がまず追究される。簡単に言えば、全国大会を招集して、専制に生気を与えることである。この問題それ自体重要なものであるが、筆者の関心はそれ以外に、皇后の政治力がどの程度のものであったのかに関心がある。皇后の政治関与については、第一次世界大戦期において、ニコライ2世が総司令官として前線に出た時期の研究がある³。それ以外は、史料的な問題もあり、皇后が政治に関する公的なポストにはついていないことなどから、あまり明確ではない。1918年、トボリスクまで、アレクサンドラ皇后に付き従った女官ソフィー・ブックスへーヴェデン(Sophie Buxhoevenden)によれば、皇后と政治の関係は次のように評される。

「皇后は世界大戦までは政治問題に関心を抱かなかった。1905年の突然の事態は、彼女を大いに困惑させた。その後においては、問題が立ち現れそうになっても、皇帝は、家庭において政治的問題を決して議論しないという習慣を続けた。…皇后には自分の関心があり、この時期、いかなる公的問題にも影響を行使しなかった 4)。

拙稿の意義があるとすれば、第一次ロシア革命から第一次世界大戦までは、皇后の政治関与はなかったとする通説に対して、皇后に好意的な人物の定点観測を用いて、検証の試み、いやその検証の準備作業をおこなおうとするものである。なお暦は、露暦が使用されている。20世紀においては13日を加えれば、西暦に換算できる。

断りのない限り原文のままである。

Joseph T. Fuhrmann (eds.), The Complete Wartime Correspondence of Tsar Nicholas II and the Empress Alexandra: April 1914-March 1917, Westport, 1999, pp.1-12.

⁴⁾ Baroness Sophie Buxhoeveden, *The Life & Tragedy of Alexandra Feodorovna Empress of Russia*, London, 1929, p.110.

*

公刊されたキレーエフの日記は1905年1月1日から始まるが、極東でおこなわれている日露戦争の行方もさることながら、むしろその戦争によるネガティブな影響のために、ロシア国内が騒然とすることに日記記述はあてられる。「血の日曜日事件」をきっかけとするストライキ等の権力に対する反発は、またたく間にロシア全土に広がった。キレーエフは、この混乱を収拾するためには、全国大会の招集が必要であると考える。全国大会は、結果としてドゥーマ(国会)に展開していくものであった。そして彼は、自己の人脈を駆使し、皇帝や皇后の側近に近づき、政策的提言をおこなう。2月5日、皇帝の叔父にあたるセルゲイ(Сергей Александрович)大公がテロで暗殺された翌日、彼はフレデリクス(Владимир Борисович Фредерикс)宮内相に対して全国大会の意義に関する短い覚書を提示する。ツァーリのためである。

「これが論旨である。 1)全国会議は諮問会議的意義だけを持つ。それは諮問されるが、決定はしない。(そのことにより、立憲的議会と区別される)。 2)それに対しては、行政のすべての行動に関する質問の権利が自由に与えられる。 3)法案を提示する権利。 4)ツァーリの会議…提案に対する不同意は、理由が示されるべきである。構成。堅固であるのはただ、民衆史(先例)に基礎を置くことだけである。先例は私たちのところにある。ロシア民衆の創造的力を疑問視する人だけが、外国で作られた、立憲制度を採用するように助言している。私たちにおける全国大会は、私たちの歴史が作り上げた古い制度を再興するだけである。国家制度は、社会経済的風習、民衆の積極的な道義的ならびに精神的志向に合致するべきである。決定的意義を持つことになるのは、国富の生産において最も活発に参加している階級がいることである。最大限の利害者、富を生産している農業経営者は、この実施の中で発言権を保証されるべきである。主として、私たち地主。当然のことながら、自由業、精神的利害もまた代表されなければならない。(1905年2月5日)」

キレーエフの主張を単純に理解すれば、全国大会とは、ロシア皇帝の諮問機関である。法案の提出や行政監督はおこなえる。ただし法案の決定権は皇帝に留保される。要するに全国大会は立憲主義者が唱える、皇帝の権利を制限する立憲主義的なものではなく、皇帝専制を補完するものである。またこのような諮問機関はロシアの先例に由来している。その構成も身分制に基づくものが前提とされる。ここでは明示されていないが、ロシアの身分制議会であるゼムスキーソボールを理想化したものであると考えることができる。

ここからキレーエフの立ち位置が分かる。彼はスラブ主義者である。ロシアの専制を僕として全身全霊で支える。しかしそれを盲目的に支持するのではなく、ロシアの先例や慣習に基礎を置いた、漸進的な改革を支持する。当面の敵は、ロシアの統治機構を西洋の理論にしたがい改革しようと努める立憲主義者である。

2月18日、皇帝はブルイギン(Александр Григорьевич Булыгин)内相にあてて勅書を出した。人民の信任を与えられ、選出された人々を法案の予備的作成と審議に参加させることを指示。そのために特別審議会を設けることを表明した 5 。ここにキレーエフの表現する全国大会の動きが具体化する。

キレーエフに特徴的なのは皇后に対しても同種の働きかけをおこなっている。日記からは、皇后の側近であるマリア・ミハイロヴナ・ゴリツィナ (Мария Михайловна Голицына) を通じて (4月21日)、またナルイシュキナ (Елизавета Алексеевна Нарышкина) を通じて (5月16日)、彼は皇后に書簡を送っている。その書簡の内容は日記には記載されていない。しかしその内容については、5月28日における、皇后とキレーエフの謁見が参考になる。

「本日若い皇后にお目にかかる。当然、率直に話をするであろう。直接 的な質問をして、全国大会の支え、助けなしにはすまないこと、別のやり

⁵⁾ 田中陽児、倉持俊一、和田春樹編『ロシア史2:18世紀~19世紀』山川出版社、1994年、352頁。

方では真実を知ることができないし、失われた威信(それなしには統治はできない)を復興することができないことについて話をするであろう。大臣たちと一緒にあらゆる問題を決定する必要性について話をするであろう。大臣たちによる。全国大会は必要とされる人材を与え、彼らを指し示すであろうということについて。平和または戦争は、大会が決めるであろうことについて。私たちの戦争は公正ではなく、いかなる利害も私たちは極東にないし、なかったこと、これは愚かで犯罪的な冒険であるということ。じっと辛抱しているであろうか?これは少なくない時間が必要であろうから。

皇后のところに行ってきた。私は長い間、彼女に会っていなかった。今や長く話をして、最初(以前)と同様に、彼女の魅力にまたぞろ嵌った。次のような言葉を聞くのは重苦しかった。あなたは何をお望みですか、私たちのところには愛国主義はありません。…両陛下は全国大会が皇帝に憤激しないか、立憲主義的議会に変貌しないか恐れている。私は、すべては、全国大会がどのような分子から構成されるのかにかかっていると説明をした。これらの分子が保守主義的であれば、何も恐れることはないと説明した。…」

ここではキレーエフが皇后に対して政治向きの話をおこなっていることがうかがえる。彼は持論の、全国大会の助けなしにロシアの復興は難しいこと。それにより人材が供給されること。すなわち、ここでは明示されていないが、官僚制的専横が専制の輝きをくもらせ、それを打破するために、人民の賢明さに頼る必要があるということである。さらに、大会がこの時点で遂行されていた日露戦争と講和の問題を解決するであろうこと。日露戦争は公正ではなく、ロシアの利害は極東には存在せず、戦争自体が冒険主義的であるということも述べられている。

この日の会談ののちに、キレーエフは、皇后はロシアに愛国主義がない と述べたことに失望し、全国大会が皇帝に憤激して立憲主義的議会に変貌 することを恐れていると指摘している。キレーエフは大会が保守的分子に より構成されれば、その心配はないと皇后に反論をしている。 この後、キレーエフは自ら政治の世界にも飛び込み、自己の見解を実現するため、専制を支持する「祖国同盟」に加わった。その仲間とともに6月21日、皇帝に謁見をしている。

ニコライ2世の日記のこの日の項目にキレーエフの名前が見える。

「フェルムにおいて、元老院議員ナルイシュキン(Александр Алексеевич Нарышкин)、ボブリンスキー(Боблинский В. А,)伯爵、キレーエフ、パーヴェル・シェレメトフ(Павел Шелеметов)等と数人の農民を引見。彼らは、「ロシア民衆同盟」の声明を持っていた。それは地方自治会と都市活動家に対抗している 6 。

キレーエフの同じ日の記述によれば、この謁見の目的は「立憲主義はロシアを修正することはなく滅ぼす」との懸念を表すことである。これに対して皇帝は、「全国大会は旧習にしたがい、その形式は状況による」と返答した。キレーエフは皇帝のこの態度を立憲主義者を怒らせないための策略と考える。キレーエフ自身は、皇帝と皇后に対して、保守政党に依拠することを進言する。

全国大会、あるいはドゥーマをいかに導入するのかということは、ブルイギン内相主導で行われた。諮問的なものが導入されるはずであった。キレーエフは喜ぶべきはずであるが、そうではなかった。ドゥーマの機能ではなく、それをいかに構成するべきかに関してブルイギンの案に異論があったからである。

このため自己の案を採択するように、皇后に働きかけている。7月8日には、ゴリツィナを通じて書簡と自己の案を渡す。7月16日には、皇后に対して書簡を書く(ゴリツィナを通じるのかどうかは記述されていない)。また翌17日には、全国大会問題を議論するために、皇帝のもとに、祖国同盟からコンスタンチン・コンスタンチノヴィチ(Константин Констанович)大公と元老院議員ナルイシュキンが招かれたが、これは皇

⁶⁾ Дневники императора Николая II 1894-1918, т.2, ч.1, стр.42. なお、1905 – 1910 年において、キレーエフの名前がニコライ 2 世日記に出るのはここのみである。

后に対する書簡の影響であると彼の意見が記されている。さらに、この日 の記述には皇后に対する書簡の大意が記されている。

「もし私が、指導者として全国大会の静かな運営を保障するとすれば、この大会が私たちの綱領に基礎をおいて招集されるという条件のもとにおいてである。もしブルイギン案が採択されるなら、私は引き受けた義務を拒否するのである。|

8月4日、ブルイギン案が結果として採択される。設置されるドゥーマの機能は諮問的であり、国家評議会の下位に位置し、立法権につき予備的議論が許された。同時にドゥーマ議員の選挙権は厳しく制限された。三つの選挙人区分、すなわち土地所有者、農民、都市住民が作られ、その内部で多段階の間接選挙がおこなわれることになった。キレーエフの批判は、おそらく聖職者階級がドゥーマに入るべきであったということなのであろう。ブルイギン案とキレーエフたちの案の差異にそれほど大きな意味があったかどうかは疑問である。それよりもむしろ彼が皇后に対してこの件について働きかけているのは興味深いところである。

*

ロシアの混乱はブルイギン・ドゥーマによっては抑えられなかった。10月、鉄道員たちの経済問題を原因とするストがゼネストに発展。都市への物資運搬が停滞し、経済活動がマヒし始める。ウィッテ(Сергей Юльевич Витте)は皇帝に対して、事態打開のために、改革かあるいは軍事独裁によるスト弾圧を提起した。皇帝は、立憲主義的な10月17日の詔書を出すことを余儀なくされた。独裁者に予定されたニコライ(Николай Николаевич)大公が、状況を判断し軍事独裁者になることを断念したからである。10月17日の詔書には、キレーエフを怒らせる、西洋立憲主義のあらゆる要素が含まれていた。人身の不可侵、良心・言論・集会・結社の自由、普通選挙原理の発展、いかなる法もドゥーマの承認なしには効力を持たないこと、

選挙人区分に従前のものに加えて、労働者が付加された(もっともそれで 労働者が有利になったわけではない)。

キレーエフは、10月26日に72歳になったが、その日の日記において「主 よ、なぜ私は2年前に死ななかったのか?より正確には、日本との愚かな 戦争の前である。」と嘆いている。

「その戦争は、私たちの西洋的専制の崩壊に至らせた。その専制は、とても悲惨なことであるが、どこにおいても役に立たず、私たちをしてさらにいっそう悲惨な10月17日、すなわち憲法宣言にまで至らせたのである。しかもそれは非常に民主的、すなわちユダヤ的である。ウィッテの約束は実施された。忍耐してください。あなたには憲法があるでしょう、しかしそれはひどいものであろう!/長い書簡をフレデリクスに対して書いた。彼はそれをツァーリ、ひょっとすればツァーリツァに示すであろう。彼女は相変わらずツァーリに対して影響力があると考えている!工場労働者と知識人のためにドゥーマを拡張することの危険性と非合理性を説明した。もしドゥーマを拡張することを望むならば、公平の点からしても、聖職者階級にドゥーマに対するアクセスを与え、相対的に保守的分子を強化する必要があろう。|

このような絶望と怒り(その過剰のために10月17日のマニフェストに差別的な言辞が弄されている)にもかかわらず、彼はフレデリクスに対して書簡を書いている。皇帝や皇后に対する働きかけを期待している。その中ではドゥーマを拡張するならば、聖職者階級にドゥーマに対するアクセスを与えるよう進言している。ドゥーマの構成が悪いというのは彼の持論であった。

さらに第1ドゥーマ開会を控えて、キレーエフは、ナルイシュキナを通 じて皇后に、いかにドゥーマを迎えるかを伝えている。

「(良い、完全な綱領の必要性) すべての官庁に関する準備された綱領を もってドゥーマに登場する必要がある。それを問題の本質に導き、現実問 題に直面させるためである。そうでなければ、それは「演説」を始め、当然、ほらを吹いて革命になるであろう。口達者を処理することは困難であろう。この選挙の場合ほど、鉄面皮が、穏健と真理に勝利を収めたことはかつてなかったであろう。疑いはないが、民衆はまだツァーリ、ロシアの統一性、教会に賛成である。(1906年3月27日)

すなわち政府がよいプログラムを提示して、ドゥーマをして「ほらを吹か」さずに、すなわち空論に走らせず、現実問題に直面させることが重要である。5月13日、ドゥーマでゴレムイキン(Иван Логгинович Горемыкин)首相の包括的な演説があったことに際して、「本日は記念すべき日である。政府が自己の綱領を提示し、ドゥーマがそれを退けた。綱領は受容可能である。しかしドゥーマは、明らかであるが、原則的にあらゆる政府の提案に敵対的であり、すべてを欲するか(去れ、君の場所を私が占領するため)、あるいは無である。明らかであるが、彼らにすべてを与えることはできない。対立を引き起こせ。」とある。

4月27日に開会した第1ドゥーマは、土地問題を巡り政府と激しく対立した。7月9日、ドゥーマは解散された。キレーエフは、予想される第2ドゥーマの選挙に対して、あらゆる手段を使って、すなわち選挙干渉をもおこなっても、政府に忠実な政党を勝たせることを皇后に訴える。

「M.M. ゴリツィナに手紙を書く。(若い皇后に対して)選挙に対して影響力を行使する、あらゆる手段を行使する政府の必要性を述べる。何をなすべきか。私たちには憲法がある。「狼とともに生き、狼にしたがって吠える。」(1906年7月20日)」

第2ドゥーマは、1907年2月10日開会。いわゆる「6月3日のクーデタ」により、社会民主労働党議員が逮捕され、ドゥーマは解散となり、地主階級に有利な選挙法改正が行われた。

こののち、1907年7月4日、騎兵大将に昇進したことに関して、キレー エフは皇帝に謁見を受けた。ニコライ日記には「16人の昇進の推薦を受け たものを引見した⁷¹」とあるだけだ。キレーエフ日記によれば、彼は皇帝に対して君主主義的政党に依拠できると述べている。「私は自分から話をします、次のように自分から話をします。あなたは、君主主義的政党だけに頼ることができるのです。私たちには600万人が登録されている。これとともに多くのことを成し遂げることができ、私は他の政党も数えている(私の書簡におけるように)。秩序を作る価値があります。この勢力は、第1ドゥーマと第2ドゥーマの間において政府に対する堅固な支柱となりえます。」最後にツァーリはキレーエフに対して「気を落とさない」ようにと述べたとする。

その後、8月11日に、キレーエフは皇帝に対して覚書を書き終えた。来るべき第2ドゥーマを予見して、1)君主は自己の可能性を考慮する。(自分の判断で出来ることをする)、2)君主は保守的政党に支持を見出す、3)6月3日のクーデタを完成させる(選挙法の改革を通じて、保守派をドゥーマに入れて、実質的にその性質を諮問的にするということと思われる)、4)諮問的ドゥーマの援助を受けて、綱領に応じて統治することになる。これらは今までの提言の集大成である。

1907年11月16日、第3ドゥーマにおいて、ストルイピン (Пётр Аркадь евич Стольшин) 首相は施政方針演説をおこなう。「歴史的な専制権力と君主の自由意思はロシアの国体にとり最も価値ある資産である」と述べた⁸⁾。すなわち、ドゥーマは君主の諮問機関にすぎないと断言されたのだ。これを受けて、12月15日のキレーエフの日記の記述には「ツァーリのスラブ主義的道への思想転回において、私のある程度の貢献があった。ツァーリに対して述べたまたは提示した演説や意見の痕跡があると考えてもおそらくは間違っていない」とある。スラブ主義的道への思想転回の重要な構成要素はドゥーマの諮問機関化である。それに対してキレーエフがある程度貢献したと自負をするのだ。

これ以降、日記にはドゥーマを巡る様々な事件とそれに関するキレーエ

⁷⁾ Там же., стр.217.

^{8) 『}ロシア史2:18世紀~19世紀』、407頁。

フの見解は記載され続ける⁹⁾。しかしドゥーマ運営の諸問題に関して、皇帝や皇后に直接働きかけるということはここで終わる。

*

ドゥーマを巡るキレーエフの議論と活動を簡明に記したが、その過程で、彼が皇帝のみならず皇后に対して働きかけていたことを示した。皇后が皇帝に対して一般的に影響力を持っているという以外に、皇帝の意思と性格が弱く、その意思の弱さを皇后が補う意義があった。

皇帝の意思の弱さを批判的に記述するキレーエフの指摘は枚挙にいとまがない。例えば、ブルイギン内相が革命の騒乱の中において動きが取れないことに対して、次のような可能性を指摘している。

「政府が全く存在しない。ブルイギンはあたかも自分を信じていないかのようである。もしくは、彼はツァーリの支持を疑っているのである!これはありうる!ツァーリは、一方の極端から他方の極端に移る。(1905年3月9日)」

専制を支持するキレーエフとしては、中心となるべき意志強固であり、 肉体的にも強靭なツァーリが望ましい。1905年革命の怒涛の中、ツァーリ の価値が下がる状況の中で、彼は知人の言葉として次のようなことを記し ている。「具体的な人物をもはや救うことはできない。それはいかなる利

⁹⁾ 例えば1909年の海軍軍令部定員法案問題がある。4月27日、皇帝は、ドゥーマと国家評議会が可決したこの法案の裁可を拒否した。軍事分野における皇帝の権限に対する立法機関の侵害と捉えたのである。この日のキレーエフの日記には次のように皇帝の「自立性」を評価する記述がある。「両院が一つの方向の決議をしたけれども、陛下は従わなかった!これは非常に顕著な決定ではないか?陛下は自立を述べていたが、告白するがそれに対しては期待されていなかった。彼はこのことにより、議会の決議は彼にとっては義務的ではないという自立性を示したのであった。…問題ははっきりとした性格を帯びた。それは原理的な意義を持つのである。政府危機が始まり、そして陛下は自己の独立性を強調したのであった。」なお、8月27日、ストルイピンは、軍定員はドゥーマの権限外であるとした。

益にもならない。(専制の)原理を救おう(1906年6月25日)」と。これにはキレーエフの共感が含まれているのではないか。

ロマノフ王朝の始まりにおいて、初代ツァーリ、ミハイル (Михаил Фёдорович)、二代目アレクセイ (Алексей Михаилович) が、ゼムスキーソボールにより選ばれたことによせて彼は次のように述べている。

「ロシア民衆はツァーリに対して次のように言うことができる。…私たちはミハイルを選んだ、彼に対して専制権力を与えた。後にアレクセイを選んだ、全く私たちのところには専制的なツァーリがいたのである。君、ツァーリ・ニコライは、継承によりこの権利を受け取ったのである。君は、専制君主になるためにはあまりに弱すぎると言っている。そうであるならば、私たちは君よりも強い誰かを探し、その人物をツァーリとするであろう。他方、君は平和のうちに帝位から去り、私たちの間で、欲する場所に住まれたし!君は誠実である(しかし弱く、不幸である)。この不幸な憲法に関する問題をいかにいじくり回しても、それはロシアの知恵の中には入らないのだ。(1905年12月24日)」

日記の中の戯言には違いないが、この記述の中に「専制君主になるためにはあまりに弱すぎる」とニコライ2世に対する不満が如実に現れている。 皇后の影響力は、キレーエフの見立てによれば、親族関係において発揮される。次のような興味深い記述がキレーエフの日記にある。

「ウラジーミル・アレクサンドロヴィチ (Владимир Александрович) の一番上の息子、キリル・ウラジミロヴィチ (Кирилл Владимирович) は、両親の希望に反して、教会の禁止や教会法の直接の指摘を顧みず…、自分の従姉妹である、マリア・アレクサンドロヴナ (Мария Александровна) の娘と結婚した。その娘は、皇后の兄、ヘッセン-ダルムシュタット大公のかつての配偶者であった。通例の罰(勤務から追放)以外に、さらに大公の称号が剥脱された。ウラジーミル・アレクサンドロヴィチと〔その妻:引用者〕マリア・パーヴロヴナ (Мария Павловна) は、これに憤激

し悲しんだ。なぜならばツァーリが、彼の称号を剥奪しないかのように約束していたからであった。…罪が増えたことは、この場合においては、宗教的犯罪であると公的には説明されている。実際は、若い皇后の怒りのためである。しかしもしツァーリが罪を犯した者から称号を奪わないと事前に約束して、約束を守れなかったとすれば。…しかし、ツァーリの言葉に対して常に期待ができるというわけではないのだ。…少しの土地も譲らない。そしてサハリンの半分が譲られたのである。(1905年10月5日)

人間関係が錯綜しているが、簡潔に表現すれば次のとおりである。キリル・ウラジミロヴィチ大公は、従姉妹であるヴィクトリア・メリタ (Victoria Melita)と結婚した。従姉妹との結婚は宗教的に許されない。そのために処罰を受けたが、通例よりも重い。軍務からの追放と称号剥奪である。重い処罰の理由は皇后の怒りである。キリル大公が結婚したヴィクトリアは、皇后の兄の前妻であったのだ。この件で、皇帝は称号剥奪のないことを約束していたのだが、守れなかった。日露戦争の講和において、少しの土地も譲らないと言っていたのに、サハリンの半分を譲ったのと同じであるということだ。ただし、10月5日付の皇帝の皇太后宛の書簡においては、皇帝はキリルの称号を返還する意向であることが示されている100。ここからすれば、キレーエフの皇帝評は厳しすぎるとせざるを得ない。なお1907年に、ようやくキリルの結婚は皇帝により承認を受けている。他方、皇后の政治向きの影響力はどうなのかとキレーエフは自問する。

「家族問題においては、若い皇后の疑いのない影響力が感じられる。彼女は、キリル・ウラジミロヴィチ処罰における決定の厳格化に影響を及ぼした。しかし彼女は政治に影響力を有するのか。思うに、きわめて蓋然性が高いのであるが、彼女は配偶者をして、現存する重大な条件を考慮せずに「法令化される」、完全に抽象的性質を持つ子どもの筆跡のような、一般的な考えや方策に向かわせている。それらは私たちの生活の構造の中に

¹⁰⁾ Sergei Mironenko, Andrei Maylunas, A Lifelong Passion: Nicholas and Alexandra: Their Own Story, New York, 1977, p.282.

納まらず、あらゆる準備なしにそれに押し付けられたものであり、それ自体は素晴らしいが(自治、言論の自由、集会の自由など)有害であることが判明しており、上から押しつけられたものであり、私たちの構造の中に有機的に位置づけられていないのである。(1905年10月16日)」

キレーエフは、皇后は政治面でも影響力があると考える。皇后は皇帝を して「現存する重大な条件を考慮せずに「法令化される」、完全に抽象的 性質を持つ子どもの筆跡のような、一般的な考えや方策に向かわせてい る」とする。いささか難しい表現であるが、例えば自治、言論の自由、集 会の自由が例示されていることから、立憲的方向性であると推察される。

キレーエフ日記ではこの関連でもう少し直接的な表現を用いて記述している箇所がある。

「皇后が、立憲主義的統治様式を支持することを助言していると私は思っている。これにより革命を宥和することを考えている…。まさに幻想である! (1907年1月27日)」

「多くのもの(その中には若い皇后もいる)は、すべての国家はこれ〔立憲主義:引用者〕を通過するはずである、ロシアもそれを通らせしめよと述べている。しかり、これは全く必然ではないのである。皇后は次のように述べる。「私たちの小さなアレクセイが、私たちは大いに苦しめられていると周囲に示さずに、統治することさえできれば…」と。(1907年3月26日)」

キレーエフの考えによれば、皇后が立憲主義に傾いているのは、革命を 宥和するためであり、また立憲主義はすべての国家が通過するべき段階で あるとみているからであるとする。すなわち皇太子が健やかに統治できる ために、ロシアをして立憲主義を通過させるべきであるとするのである。

皇太子の御代のためという動機が、皇后の考えの中心にあるという指摘は、それ自体きわめて正しい。しかしだからといって、皇后が立憲主義に好意的であったとは理解しがたい。皇后の政治的活動が詳細に研究されて

いるのは、第一次世界大戦期、それもニコライ2世が総司令官として前線 に向かったのちのことである。その時期においては、皇后の活動は、皇太 子の治世のために、専制権力を強化する方向に向かったと概括できる。す なわち立憲主義を迎え入れるということには決してならなかったのだ。

またキレーエフの日記の中を通じて、皇帝と皇后に対してある種の批判 が貫かれている。両者が神秘主義にからめとられて、視野狭窄に陥ってい ることである。まとまった形としては次のように表現される。

「神秘主義がいかに皇帝と皇后の思考をしめているかに驚かされる。これはすべてフィリップ(Philippe)の一団である。彼らは、大公たち、すなわちモンテネグロ人と大公ニコライ・ニコラエヴィチに影響を行使し、そして次のように断言した。ツァーリは、東方の輝けるツァーリとなることが差し迫っていると。そしてツァーリと皇后はこれを信じて、さらにロジェストヴェンスキーの勝利さえ信じていた。すでに私たちの敗北の後、そして対馬のかなり前に、太平洋における欧州国家の利益の守護者となるという私たちの意向に関する空想的なマニフェストが出たのであるから。皇太后はこの期待に対して苦い涙で答えたが、彼女の…不平や助言は、非常に冷淡に受け止められた。(1918年1月15日)」

フィリップとはフランス人の「催眠療法士」である。モンテネグロ国王の2人の娘ミリツァ(Млилица Николаевна)大公妃、アナスタシア(Анастасия Николаевна)大公妃が主宰するサークルの中で、皇帝と皇后に紹介される。ニコライ2世日記の1901年の項目には、フィリップが「わが友人」として頻出する。

裏付けが取れない日露戦争に対する影響よりも、皇帝と皇后とフィリップを結ぶカギは、男子出生であると筆者は今のところ判断している。皇后は、1901年までに4人の子どもを出産したが、すべて女子であった。世継ぎの男子出生を彼女は望んだ。そのために1902年8月には、皇后の想像妊娠のスキャンダルまで起きた。8月20日のコンスタンチン・コンスタノヴィチ大公の日記には、このスキャンダルに関する詳細がまとめられてい

るが、想像妊娠とフィリップの関係を示唆し、またこの人物のいかがわし さを示している。

「どのような根拠であるか私は知らないが、このフィリッポフ〔ママ〕は、皇后が女児ではなく男児を出産するために、皇后に対して影響を与えたと推測されている。セルゲイ・ミハイロヴィチ(Сергей Михайлович)は私に対して次のように述べた。フィリッポフに関する政治的に望ましくない報告がパリから私たちの秘密警察の主要なメンバーにより得られ、そして皇帝はこのエージェントの24時間以内の解雇を命じ、このためにオフラナは非常に困難な立場となった、そのエージェントは政治犯に関するすべての情報を持っているようであるからだ¹¹⁾。」

なぜこのような神秘主義に皇帝夫妻はとらわれるのであろうか。簡単に 理由を説明することができないが、そのカギの一つとして、キレーエフ は、皇后が人間嫌いであり、ロシア社会から孤立していることを指摘して いる。

「ツァールスコエに行った。若い皇后は、彼女が好かれていないこと、彼女が大いに罵倒されていると考えている。彼女は人気を得ることが困難ではないであろう。しかし彼女は脇に寄り、人間嫌いである。…

若い皇后は、自分自身の保育所に去った。「世間」を見る決意がなかった。これは、ツァールスコエ・セローとペテルゴーフにおいては非常に容易であった。しかし好かれていないと考えて、自らのところに種々の人物、旧姓タネーエヴァ、ヴィルボヴァ(Анна Александровна Вырубова)のような望ましくない人物を近づけた。彼女らは常に一緒にいて、一日中電話をしている。…ヴィルボヴァは、皇后のために祈り、皇后に無限に忠実であり、皇后は彼女を信じ、ついに忠実な人物を発見して喜んでいる…ヴィルボヴァは取るに足りない…公衆の間ではこれが誇張される。大量の

¹¹⁾ Ibid., p.218.

贈り物、ブリリアント型ダイヤモンドについて話されている。皇后は彼女 に対して良いブローチを一個贈っただけであり、それが全てである。

フィリップ一味の支配は終わった。しかしそのかわりに佯狂者が現れた。その一人の、ミーチャ某は、巡礼における雷雨の際に歪められた(ペテルブルク付近)。彼は突然体を真っ直ぐにした。あぁ、当然、奇跡である!別のもの、これもまた佯狂者である。そしてツァーリとツァーリツァに近づくすべてのものは、受け入れられている。(1908年2月20日)」

1903年以降は、冬季に恒例の皇帝皇后主催の舞踏会も行われなくなり、皇帝夫妻はペテルブルク近郊のツァールスコエ・セローに引きこもることが多かった。その中で、皇后は文中にあるように何の変哲もない、単に皇后に忠実なだけの侍女ヴィルボヴァを偏愛する。その偏愛は異常とみなされ、世間では両者に関する噂が独り歩きし、誇張される。単なるブローチの贈り物がブリリアント型ダイヤモンドに変化する。さらにキレーエフが懸念することに、フィリップの影響力が減じても、また新たに狂人を装う人物が皇后の周囲に集うことが記されている。ロシア正教ではこのような人物が、神の代理人として尊重されたのであった。ここでは佯狂人はミーチャ某とその名が記されるが、あの有名な人物の名ものちに記される。

「皇帝の家族に対するフェオファン(Феофан)の影響力についてストルイピンは知っていて、この不幸がいかなる程度であるのか意識している。しかし何をなすべきなのか?おそらくは「グリーシャ」に対して、ある種のマスコットのように見ることである。彼が「幸せ」を運ぶと?!しかしこのような影響力は、非常に望ましくない形をとるかもしれないから!(1909年6月13日)」

すなわち、グリーシャ、すなわちグレゴリー・ラスプーチン(Григорий Ефимович Распутин)が、皇后の聴聞僧であるフェオファンの仲介、またここには明示されていないがアナスタシア大公妃やニコライ大公の仲介を経て、またヴィルボヴァが窓口となって、皇帝の家族に入り込むことと

なる。キレーエフは、ストルイピン首相とともに、「グリーシャ」の皇帝 や皇后に対する神秘主義の影響力を懸念しているが、彼を幸せを運ぶマス コットと考えるしかないと諦観している。

むすびにかえて

キレーエフ将軍の日記を読解しても、結局のところ、第一次ロシア革命から第一次世界大戦までは、皇后の政治関与はなかったとする通説を崩すことは難しい。キレーエフが、国民大会の実現により皇帝と民衆の絆を復活させるために、皇帝のみならず皇后に働きかけた事実はある。しかし皇后が皇帝に対して実際いかに働きかけたのか、その結果はどうであるのかは不明のままである。キレーエフ自身は、自分の働きの結果、ある程度は事態が動いた、ドゥーマの諮問機関化に貢献した旨を日記に記しているが、それは単に自己の認識を述べているにすぎない。他方、簡素なニコライ2世日記を見ても、キレーエフの名前が明確に出ているのは、拙論の時期に関しては1か所にすぎない。キレーエフ自身が皇族に近く情報通であることは間違いないにしても、皇帝の側から名前を意識されることはあまりなかった。すなわちキレーエフの皇帝に対する影響力もその程度のものにすぎなかったのであろうか。

キレーエフ将軍の日記を読解して明らかなのは、皇后の置かれた厳しい 状況である。意思が弱いとみなされている皇帝を彼女が支えざるを得な かったのは周知のことである。そして彼女が神秘主義に救いを求めたの は、拙稿では世継ぎの男児出生に絡めて書いたが、それだけではなく皇帝 を助けるためでもあった。例えば、断片的に残っている皇后の皇帝宛書簡 (1902年7月22日)においては、ドイツに向かうニコライに対して皇后は 次のように強くあれと励ます。「私たちの親愛なる友人〔フィリップ:引 用者〕はあなたの近くにいて、ヴィルヘルムの質問に答える助けをするで しょう。友好的でかつ厳しくあってください。そうすれば彼はあなたをか らかうべきでないと理解し、あなたを尊敬しあなたを恐れるようになるで しょう。これが重要なことです。私があなたとともにいればと思いま す12)。

キレーエフ将軍も皇帝の意思の弱さを問題としていて、それを批判的に述べている。その反動であろうか、皇太子アレクセイに対する彼の評価はすこぶる高い。「皇太子については多くの感じのいいことが語られている。彼は観察眼のある子どもであり、「鋭い」。皆に対して質問をする。近くにいるものは彼の中に将来のピョートル大帝を見ている。(1907年10月17日)」批判力の強いキレーエフでさえ、「将来のピョートル大帝」という皇太子側近の評価をそのまま受け入れている。

「小さな皇太子に関しては、非常に心慰められることが語られている。 大きな意思を持っていると言われるし、非常に聡明である。しかし彼は 4 歳であるのだ! それゆえに、少なくとも12、13年待つ必要がある! (1909 年 3 月22日)」

このように皇太子は聡明であるが、1909年においてはまだ4歳。即位まであと12、13年が必要とされる。当時極秘にされていた皇太子が血友病であることは、さすがに、キレーエフには伝わっていない。少なくとも日記には記されていない。皇太子の病気が、皇后の神秘主義への耽溺をつなぐミッシングリンクでもあり、その心労のために皇后の健康が蝕まれたのだ。1905年革命以降、皇后の肉体的にも、精神的にも健康は悪化しがちであった。それはキレーエフの日記にもグロテスクな形で次のように記される。

「かわいそうな皇后は回復しつつある。しかしきわめて緩慢にである。 彼女は太陽が必要である。しかし彼女は幽閉から出ることができない。彼 女だけで行くことを欲しないのである。彼女の神経はひどく動揺してい る。彼女の夢の中において、彼女の夫や息子が殺害されるという種々の恐 ろしいことが立ち現れる。彼女は興奮して常に跳び上がる…(1908年3月

¹²⁾ Ibid., p.216.

22日) |

神経を崩している原因が如実に彼女の夢に立ち現れている。 夫や息子が 殺害される夢を見て、恐怖に打ち震えるのである。 それゆえに神秘主義に すがらざるを得ない。

「リヴァディアからの良くない知らせ。皇后の神秘的態度は継続している。フェオファンにより入れられたキリスト教信者がリヴァディアに呼び寄せられている!しかし、神よ、これはキリスト教的信仰であろうか?これはあのフィリップと同じであるから。私たちをして対馬に至らせたのと同じ迷信である。(1909年11月7日)」

キレーエフの懸念は的中した。この記述で指摘されているキリスト教信者=ラスプーチンがロマノフ朝に対する信用を壊したのであるから。

会員業績

(2017年10月~2018年9月)

小林 泉

- 評 論(単著)「フィジー直行便の就航」、『パッシフィック・ウェイ』、太 平洋協会刊、2018年2月
- 評 論(単著)「豪州の島嶼政策変化と日本の対応」、『パッシフィック・ウェイ』、太平洋協会刊、2018年8月
- 講 演 「太平洋諸島の魅力と課題」、成育環境研究開発機構主催、於:大阪市立総合生涯学習センター、2017年12月6日
- 講 演 「日本と太平洋島嶼国との絆」、大阪南太平洋協会主催、於:大阪 南太平洋協会、2018年6月2日
- 調 査 「ソロモンODA現地評価調査」(海外漁業協力事業の事後評価調査 団・団長)、公益財団法人海外漁業協力財団、2018年2月19日~2 月24日
- 調 査 「ミクロネシア連邦現地調査」(FSMチューク州・ポンペイ州を調 査)、科研『基礎研究B』、2018年9月15日~9月21日

佐古 永

- 研究報告 「日米同盟と東アジアの安全保障」、シンポジウム「東アジア安全 保障の現状と展望」、日本法政学会 第128回研究会、於:平成国際 大学、2018年6月
- 研究報告 「太平洋島嶼国と国際環境の変容」、シンポジウム「強いられた国 民国家 - 太平洋島嶼諸国の現在 - 」、第6回太平洋諸島学会研究大 会、於:日本大学水道橋キャンパス、2018年6月
- 講 演 「ナポレオンの時代とその後」、大阪学院大学公開講座、於:大阪 学院大学、2018年6月

瀬川真平

その他(辞事典項目)「インドネシア」はじめインドネシア関連の地名等約120項目、秋山元秀・小野有五・熊谷圭知・中村泰三・中山修一(編)『世界地名大事典:第1巻 アジア・オセアニア・極 I』、同『世界地名大事典:第2巻 アジア・オセアニア・極 II』、朝倉書店、2017年11月20日

永 田 雄次郎

論 文(単著)「私だけの「日本美術史ノオト」から - 「源氏物語絵巻」

「紫式部日記絵巻」に導かれて-」『美学論究』(関西学院大学文学部美学研究室)、第33編、2018年3月20日、1-28頁

随 筆(単著) 「ラフカディオ・カーンが見た日本 - 石仏に想いを寄せ て-| 『紫明』(紫明)、第42号、2018年3月25日、12-15頁

根無喜一

- 評 論(単著)「藤沢桓夫(一九○四-一九八九):略伝、家系と友人たち」 『大阪学院大学通信』、第48巻7号、2017年10月
- 評 論(単著)「藤沢桓夫(一九○四-一九八九):略伝、家系と友人たち」 (中編)『大阪学院大学通信』、第48巻10号、2018年1月
- 評 論(単著)「藤沢桓夫(一九○四-一九八九):略伝、家系と友人たち」 (後編)『大阪学院大学通信』、第49巻1号、2018年4月
- 講 演 「中東問題と第一次大戦中の〔秘密外交〕」、岸和田ロータリークラブ [泉州の明日を考える会〕、於:岸和田市沼町天神社会議場、 2018年2月15日
- 講演「朝鮮半島の地政学」、岸和田ロータリークラブ〔泉州の明日を考える会〕、於:岸和田市沼町天神社会議場、2018年9月20日

和中幹雄

- 論 文(単著)「IFLA Library Reference Model の概要」『カレントアウェアネス』、No.335、2018年 3 月、27-31頁(CA1923:動向レビュー)

大阪学院大学国際学学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学国際学学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、国際学すなわち政治、経済および文化 の国際的視野における研究を通じて、日本の進展と世界との交流に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
 - 1. 機関誌「大阪学院大学国際学論集」の発行
 - 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 - 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
 - 1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で、本会の趣旨に賛同する者
 - 2. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の事業に参加し、本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけること ができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選を妨げない。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 1名
 - 3. 庶務委員 2名
 - 4. 編集委員 4名
- 第8条 会長、副会長ならびに委員は会員の選出とし、総長がこれを委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。

- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。
- 第11条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。
- 第12条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他 の収入をもってあてる。
- 第13条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。本連合に関する規程は別に定める。
- 第14条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認を得るものとする。

附則

- 1. この会則は、平成2年10月1日から施行する。
- 2. この会則は、平成5年4月1日に改正し、施行する。
- 3. この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
- 4. この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
- 5. この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION OF OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

- Article I . The name of this association shall be the International Studies Association of Osaka Gakuin University, hereinafter referred to as ISA.
- Article II. The office of ISA shall be located in the library of Osaka Gakuin University.
- Article II. The purpose of ISA is to contribute to the development of Japan and its relations with the world, through research in international studies, that is, research in politics, economics, and culture from an international perspective, in accordance with the founding principles of this university.
- Article IV. ISA shall conduct the following activities:
 - 1. Publish a journal, International Studies: the Journal of the International Studies Association of Osaka Gakuin University.
 - 2. Hold study meetings, lectures and forums.
 - 3. Other activities necessary to fulfill the objectives of the organization.
- Article V. Membership in ISA is open to:
 - 1. Full-time faculty members of Osaka Gakuin University and Osaka Gakuin University Junior College who support the objectives of ISA.
 - 2. Any other person who supports the objectives of ISA and is approved by the Executive Committee.
- Article VI Members are eligible to participate in ISA activities and receive the journal and other ISA publications.
- Article WI. The officers of ISA shall be a President, a Vice President, two executive secretaries, and four editorial staff. The term of office shall be two years, and reelection to office shall be permitted.
- Article W. The officers shall be elected by and from the membership of ISA, and commissioned by the Chancellor of the university.
- Article IX. The President shall represent ISA and supervise its affairs. The Vice President shall assist the President. The officers shall form an Executive Committee to administer the association and plan its activities.
- Article X. The President shall summon and preside over meetings of the Executive Committee.
- Article XI. The general assembly of ISA shall be held once every academic year. The President may also call special meetings when necessary.
- ArticleXII. The expenses of ISA shall be met by grants from Osaka Gakuin University, donations, and other income.
- Article XII. Liaison with other academic societies shall be maintained through the Federation of Academic Societies of Osaka Gakuin University (Osaka Gakuin Daigaku Gakkai Rengô).
- Article XV. The fiscal year shall begin on April 1 of each year, and end on March 31 of the following year.
- Article W. This constitution may be amended by motion at a general assembly, to be approved by the Chancellor.

大阪学院大学国際学論集投稿規程

- 1. 投稿論文(翻訳を含む)は国際学に関するもので未発表のものであること。
- 2. 投稿資格者は、原則として本学国際学学会の会員に限る。ただし、次の場合は会員でない者も役員会の議を経て掲載することがある。
 - (1) 本会会員と共同執筆の者
 - (2) 本会会員の推薦がある者
 - (3) 本学大学院博士課程の院生で、指導教員の推薦がある者
- 3. 原稿用紙は本学の200字詰用紙を原則として横書きにし、枚数は原則として80枚を 限度とする。また、ワードプロセッサー等による原稿の取扱も字数においてこれに 進ずる。

欧文の場合は原則としてタイプ用紙に30行で30枚とする。

- 4. 原稿は、
 - ア. 論説
 - イ. 研究ノート
 - ウ. 資料
 - エ、書評

に区分して投稿し、いずれにも必ずレジュメ(英語、独語、仏語のどれかに依るもの)を付けることとする。但し、外国語で書かれた論説・研究ノートの場合は、日本語のレジュメも可とする。

- 5. 論説および研究ノートについて査読を行い、掲載の可否については編集委員会が決定する。なお、出版時には原稿受理および掲載決定の日付を明記する。
- 6. 発行は原則として、前期と後期の2回とし、6月、12月とする。年間ページ数は 450ページ以内とする。
- 7. 抜刷は40部を無料進呈し、それを超えて希望する場合は編集委員会で超過分の額を 決める。
- 8. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。 なお、出版権、頒布権については大学が保持するため、論文転載を希望する場合 は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
- 9. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

大阪学院大学国際学論集執筆要領

- 1. 原稿は最終稿とし、校正の段階でページ替えとなる加筆や削除をしない。
- 2. 邦文原稿の挿入欧文は、ワードプロセッサー等に依るか、明瞭な活字体で書くかする。
- 3. できるだけ現代かなづかいと常用漢字を用いる。
- 4. 印刷字体やその他印刷上のスタイルについては、編集委員に一任する。
- 5. 脚注はまとめて本文の末尾に置く。 インデックス番号は上つきとして片括弧〔例・・・4〕〕を用い、通しナンバーとする。
- 6. 図や表の必要の場合は別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中の 挿入箇所を指示する。説明文は別紙にまとめる。
- 7. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼りつけて、希望の縮尺を記入すること。
- 8. 執筆者校正は3校までとし、何校目かを朱筆する。3校以前で校了してもよく、その場合は責了と朱筆する。
- 9. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。 ア. 校正の際、内容に大きな変更を来たさないものの、やむをえず組み換えがなさ れたとき
 - イ、特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわったとき
- 10. 原稿の提出期限は原則として3月末と9月末とする。
- 11. 原稿の提出先は編集委員宛とする。
- 12. 原稿提出票を必ず添付する。原稿用紙と提出票は図書館事務室に申し出て受け取る。

以上

平成30年度 大阪学院大学国際学学会会員

 伊田行秀
 井上
 専
 S.ギャニール

 黒田泰司
 小林泉
 佐古
 丞

 N.M.シャクルトン
 白井元康
 瀬岡
 誠瀬岡

 瀬川真平
 永田雄次郎
 藤田恵美子

 吉田正岳
 和中幹雄
 (50音順)

大阪学院大学国際学学会役員

 会長根無喜一編集委員尾崎庸介 副会長広野好彦 庶務委員中則夫 松本芳明
 近松明彦 正輪信哉 山口

執筆者紹介(掲載順)

尾 崎 庸 介(国際学部 講 師) 広 野 好 彦(国際学部教 授)

国際学論集

第29巻第1・2号

2018年12月31日 発行

発行兼編集者

大阪学院大学国際学学会 代表 根無 喜一

〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番 1 号 phone 06-6381-8434代

印刷

大枝印刷株式会社 〒564-0031 大阪府吹田市元町28番7号 phone 06-6381-3395

INTERNATIONAL STUDIES

VOL. 29, NO.1, 2

Articles

DECEMBER 2018

Contents

Britain and East Asian International Politics in the late 1890s: What did Britain seek in East Asia?	
OZAKI YOSUKE —	1
Emperor Nicholas II and Empress Alexandra, seen from the diary of General A.A.Kireev, 1905-1910	าก
HIRONO YOSHIHIKO — 2	43
Publications and News of the Members ·····	45

THE INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION OF OSAKA GAKUIN UNIVERSITY